

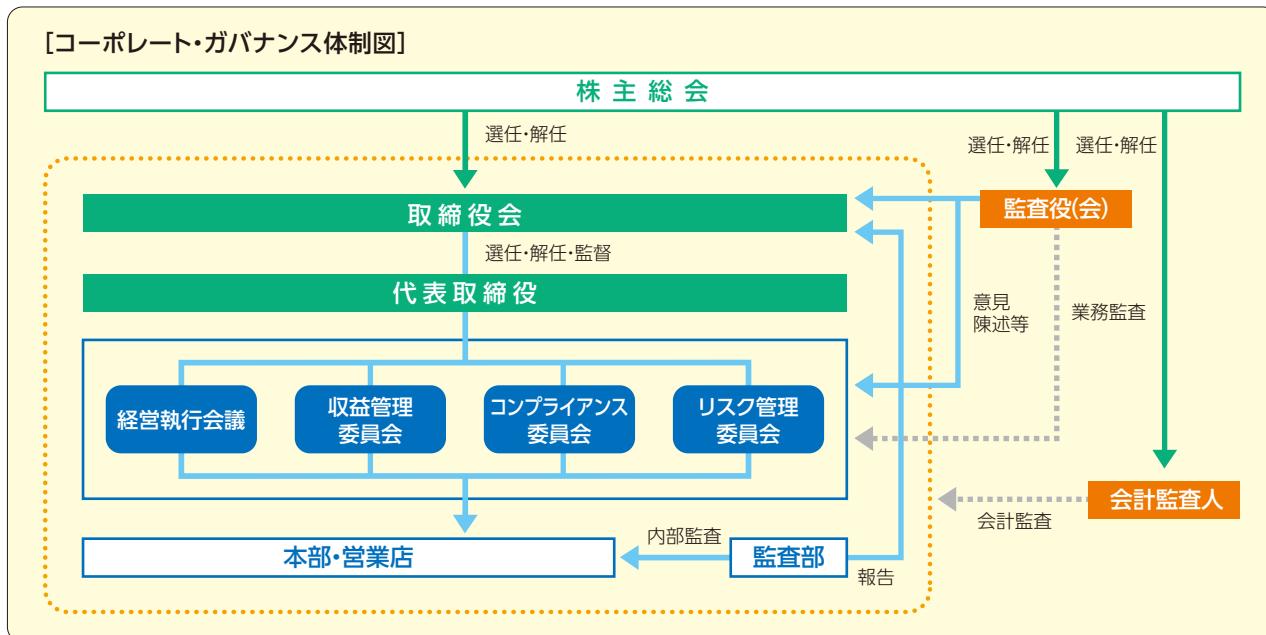
コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では経営理念の実現に向けて、公正かつ迅速・果断な意思決定プロセスを有効に機能させるべく、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、当行は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役が取締役の職務執行の監督・監査を行うことで、経営に対する監督の実効性を確保しております。

引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、株主さま・お客さま・地域社会の皆さまとのコミュニケーションの充実、情報の適切な開示につとめることで、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざします。



コーポレート・ガバナンス体制の概要

取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役11名で構成し、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令または定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決議するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。また、社外取締役を2名選任することで、監督機能の向上を図っております。

監査役(会)

監査役会は、公正かつ高い専門性を有する社外監査役3名を含む監査役5名で構成されており、監査体制の独立性と中立性を確保しております。各監査役は、監査方針等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し意見陳述を行うなど、経営に対する監査・監督を適切に実施しております。

経営執行会議

経営執行会議は、取締役会長、取締役頭取、専務執行役員及び常務執行役員で構成し、業務執行に係る重要な事項の協議決定機関として、定期的または随時開催しております。また、「収益管理委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、より専門的な事項について協議決定を行う体制としております。

執行役員制度

経営に関する意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員(平成27年7月1日現在、24名、うち取締役兼務7名)が業務執行にあたることで、機動的な意思決定とスピード感のある企業経営をめざしております。

監査部

業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部署である監査部が内部監査部門として、資産・リスク監査を実施するとともに、本部・営業店及び子会社等の業務運営状況を内部監査し、その結果を取締役会等に報告しております。

会計監査人

当行の会計監査人は新日本有限責任監査法人です。監査人として独立した立場から適正な監査を実施しております。